

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-10	生活環境関係 第6回(H20.6.26) 提案・確認	1. <u>収集方式・収集方法は、当面現行どおりとし、合併後1年を目処に調整する。</u> 処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数(直営・委託)は、現行のまま、新市に引き継ぐ。	1. 処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数(直営・委託)は、現行のまま、新市に引き継ぐ。			調整内容中「 <u>収集方式・収集方法は、当面現行どおりとし、合併後1年を目処に調整する。</u> 」を挿入する。	3~4
		2. <u>ごみの処理施設</u> については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。	2. <u>ごみの処理量(処理先)</u> については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。			文言修正	5
		3. 中間処理施設(焼却・破碎)、資源物中間処理施設及び最終処分施設については、現行のまま新市へ引き継ぐものとする。粗大ごみの処理料金は、小林市の制度等に統一する。	3. 中間処理施設(焼却・破碎)、資源物中間処理施設及び最終処分施設については、現行のまま新市へ引き継ぐものとする。粗大ごみの処理料金は、小林市の制度等に統一する。				7~8
		4. 資源ごみ回収事業報奨金については、小林市の制度等に統一するよう、合併までに調整する。	4. 資源ごみ回収事業報奨金については、小林市の制度等に統一するよう、合併までに調整する。				13
25-11	農林水産関係 第3回(H20.6.26) 提案・確認	1. 農業関係について 農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。 <u>必要に応じて、新たな単独事業の創設に努める。</u>	1. 農業関係について 農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。				9
		2. 畜産関係について (1) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業)については、一本化に向けて合併後3年を目処に統合するよう調整する。	2. 畜産関係について (1) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業)については、一本化に向けて合併後3年を目処に統合するよう調整する。				8
		(2) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備)については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整する。	(2) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備)については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整する。				9
		(3) 畜産振興対策事業(貸付・基金) 畜産振興対策事業(貸付・基金)については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応する。	(3) 畜産振興対策事業(貸付・基金) 畜産振興対策事業(貸付・基金)については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応する。				9

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番 号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語 句	内 容	摘 要	
25 - 11	農林水産関係 第3回（H20.6.26） 提案・確認	（4）第三セクター（株式会社のじりアグリサービス） 第三セクターについては、現行のまま、新市に 引き継ぐ。	（4）第三セクター（株式会社のじりアグリサービス） 第三セクターについては、現行のまま、新市に 引き継ぐ。				14
		3．耕地関係について （1）土地改良事業（制度事業） 制度事業については、年度毎の事業実施計画の 見直しを行い、新規事業の受益者負担割合につ いては、合併後1年を目処に統合するよう調整 する。	3．耕地関係について （1）土地改良事業（制度事業） 制度事業については、年度毎の事業実施計画の 見直しを行い、新規事業の受益者負担割合につ いては、合併後1年を目処に統合するよう調整 する。				3
		（2）土地改良事業（単独助成事業） 単独助成事業については、小林市の制度等に、 野尻町のほ場整備事業及び暗渠排水事業の修正 したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度 等を制定する。	（2）土地改良事業（単独助成事業） 単独助成事業については、小林市の制度等に、 野尻町のほ場整備事業及び暗渠排水事業の修正 したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度 等を制定する。				5
		（3）土地改良事業（分担金率） 分担金率については、小林市の制度等に統一す る。	（3）土地改良事業（分担金率） 分担金率については、小林市の制度等に統一す る。				6
		（4）土地改良事業（団体補助） 平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立 する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏 まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定す る。	（4）土地改良事業（団体補助） 平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立 する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏 まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定す る。				10
25 - 12	商工・観光関係 第6回（H20.8.28）提案 第6回（H20.8.28）確認	1．商工業振興事業について （1） <u>奨励措置</u> については、対象要件・優遇制度等 の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、 小林市企業立地奨励条例を改正する。	1．商工業振興事業について （1） <u>企業誘致事業税の課税免除等の特例</u> につ いては、対象要件・優遇制度等の協議を行い、合 併時に統合するよう調整し、小林市企業立地奨 励条例を改正する。 <u>また、補助金については、別 途対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時 に統合するよう調整し、新たな補助金交付要綱 を制定する。なお、各市町における合併時まで の立地企業への優遇措置については、従前の例 による。</u>			調整内容中「企業誘致事 業税の課税免除等の特 例」を「奨励措置」に変 更し、補助金についての 文言を削除する。	6